

※ご使用前に必ずお読みください

本ソフトウェアのインストール前に下記記載の使用約款を十分にお読みください。本ソフトウェアをインストールされた方は、使用約款の各条項を承諾したものとみなされます。

【使用約款】

第1条（目的及び定義）

- 1 本使用約款は、経済産業省と利用者との間の本ソフトウェアに関する使用許諾等について定めます。
- 2 本使用約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - 一 「本ソフトウェア」とは、経済産業省が提供するGHS混合物分類判定システムの実行形式ファイル、関連ファイル及びマニュアルをいいます。
 - 二 「利用者」とは、本ソフトウェアを使用し、または使用しようとする者をいいます。

第2条（著作権）

- 1 本ソフトウェアの著作権は、経済産業省が保有しており、国際条約及び著作権法により保護されています。
- 2 本ソフトウェアは、利用者に対し、本使用約款に従い、非独占的に使用許諾されるものです。本ソフトウェアの著作権が譲渡されることはありません。

第3条（使用許諾）

- 1 経済産業省は、利用者に対し、次の各号に掲げる事項に関し、本ソフトウェアの非独占的かつ無償の使用を許諾します。
 - 一 本ソフトウェアを対象機器（マニュアルに規定する環境条件に適合するコンピュータをいう。以下同じ。）上で使用すること。
 - 二 自然人たる利用者の個人的使用または法人たる利用者の法人組織内部での使用の目的で、本ソフトウェア又はマニュアルを複製すること。

第4条（禁止事項）

- 1 利用者は次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本ソフトウェアに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去または剥奪すること。
- 二 本ソフトウェアを第三者に頒布、送信その他の方法により提供すること。
- 三 本ソフトウェアの全部または一部を組み込んだ製品の販売を含め営利目的に本ソフトウェアを使用すること。

第5条（保証の拒絶及び免責）

- 1 本ソフトウェアは利用者に対して「現状のまま」提供されるものであり、経済産業省は、本ソフトウェアにプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、本ソフトウェアが特定目的に適合すること並びに本ソフトウェア及びその使用が利用者または利用者以外の第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についての保証も行いません。
- 2 経済産業省は本ソフトウェアの補修、保守その他のいかなる義務も負いません。また、本ソフトウェアの使用に起因して、利用者に生じた損害または第三者からの請求に基づく利用者の損害について、原因の如何を問わず、一切の責任を負いません。

第6条（改訂版または後継版の提供）

- 1 経済産業省は、任意に本ソフトウェアの改訂版または後継版（以下「ニュー・リリース」という。）を使用可能とすることができます。
- 2 利用者は、ニュー・リリースが使用可能とされたときは、速やかに本ソフトウェアの使用をニュー・リリースの使用に変更するものとします。
- 3 ニュー・リリースが使用可能とされたときは、本使用約款に規定する条件は、ニュー・リリースの使用許諾の条件として適用するものとします。

第7条（期間及び解約）

- 1 本使用約款に基づく経済産業省と利用者との間の本ソフトウェアに係る使用許諾の効力は、利用者が本ソフトウェアを使用したときに開始し、次の各号に掲げる事由が生じたときに終了するものとします。
 - 一 利用者が本ソフトウェアの使用を終了し、対象機器から本ソフトウェアを消去または削除したとき。
 - 二 利用者が本使用約款に規定する条件に違反したとき。

- 2 利用者は、本使用許諾の効力が終了した場合は、直ちに本ソフトウェアの使用を終了し、対象機器から本ソフトウェアを消去又は削除するものとします。

第8条（変更）

- 1 経済産業省は、必要があると認めるときは、利用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本使用約款に規定する条項を変更し、または新たな条項を追加することができます。
- 2 前項による本使用約款に規定する条件の変更後に、利用者が本ソフトウェアの使用を継続するときは、利用者は、変更または追加後の条項に同意したものとみなされます。

第9条（準拠法及び管轄）

- 1 本使用約款には、日本法が適用されるものとします。
- 2 本使用約款に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。